

シアン廃液集荷受入基準

廃液の種類	シアンを含むアルカリ性廃液であって、下記のものが該当します。シアンの濃度は問いません。 1. 電気めっき施設から発生したシアン濃厚廃液（めっき浴、はく離浴、脱脂浴、中和浴等） 2. 金属製品製造業等焼入れ施設から発生したシアン廃液 3. その他シアン廃液 これらは「pH12.5以上の廃アルカリ」または「特定施設から発生する廃アルカリ」として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「特別管理産業廃棄物」に該当します。	
廃液受入基準	シアン廃液（スラリーを含む）	測定方法
pH	12.5以上	pH試験紙
液の温度	35℃以下	温度計
混入してはならない物	シアンは熱加水分解・生物処理法で処理されますので、下記のものが混入したものは受け入れられません。 (1)トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，トリクロロエタンなどの塩素系有機溶剤 (2)浮上または沈澱している油脂類，有機化合物(溶剤，危険物含有物) (3)水銀，有機りん化合物，六価クロム，砒素，PCB，硝酸塩，塩素，弗素，臭素，セレン，ホウ素類などの有害成分 (4)加熱（80～210℃）によって爆発，有害ガス，悪臭(アミン類等)を発生する成分 (5)常温で析出する結晶物，バフかす，布くず，ビニール片，金属片などの夾雑物 (6)その他処理工程に支障をおよぼすおそれのあるもの	
集荷手順	内 容 等	
申し込み 〔サンプル提出〕 〔WDS提出〕	(1)集荷希望を03-3743-2256へ申し込み，ご確認下さい。 (2)申し込み時に廃液の概要をお知らせ下さい。(pH，比重，液量，液名(組成)など)。 (3)事前判定サンプル，廃棄物データシート(WDS)をご持参下さい(又はお送り下さい) (WDSは正確に記入して下さい，更に組成・成分情報に記載のない物質はその他にご記入下さい)	
集荷の可否判断	(1)事前判定サンプル，WDSを検討し受入基準に則り，受入の可否の判断をさせていただきます，その際に分析を行う場合もありますので，受入可否判断に日数がかかることもありますのでご了承下さい。(分析費用は別途請求させていただきます) (2)受入可否判断後，受入の可否及び集荷日時をお知らせします。	
集荷前の測定と調整	(3) pHが12.5以上かを必ず測定確認して下さい。(低い場合は苛性ソーダでpH12.5以上にして下さい) (4) 液量の確認，液温が35℃以下を確認して下さい。	
廃液の貯留方法等	(1)貯槽は廃液の検査及びホースによる液の吸引が容易にでき，保管・管理が安全にできる場所に設置して下さい。 (2)ドラム缶使用の場合はオープンドラム缶をご使用下さい，その他の容器は，上部が30cm以上開口できる容器として下さい。 (3)廃液は2mm目以下の金網で濾して，貯槽等に入れて下さい。夾雑物は別途シアン汚泥としお申し込み下さい。	
集荷時の立会い及び検査	(4) 集荷時は，お立会いの上，pH，液温を確認させていただき，更に事前判定サンプル，WDSに示された同一廃液かを検査させていただきます。 (5) 受入判定の結果、事前判定サンプル，WDSに示された廃液と異なる廃液と判断されれば集荷はできません。	
管理票の提出	集荷した廃液に対して、液量，液名，その他必要事項を確認の上「特別管理産業廃棄物管理票(マニフェスト)」に記入し提出していただきます。	
ご注意	受入基準外(混入してならない物質の含有，事前判定サンプルと異なる性状，WDSの記載以外の混入物の含有，異臭を発生する廃液)と判定された廃液につきましては，集荷できない場合があります。ご了承下さい。	
基準外の廃棄物	受入基準外の廃液(廃棄物)については，適正な処理業者をご紹介します。ご不明な点は何なりとご相談下さい。	

東京鍍金公害防止協同組合・城南処理センター

〒144-0033 東京都大田区東糀谷6-3-1 TEL:03-3743-2256 FAX:03-3743-2257